

排水関連法と対策

神奈川県技術士会環境マネジメントセンタ 服部道夫

1. はじめに

水俣病など4大公害の被害発生を契機として1970年のいわゆる公害国会で定められた事業所からの排出物(ガス・水など)等の規制以来、すでに35年が経過しています。本稿では、「わかっているつもり」のおさらいをしてみましょう。

2. 排水の法令規制

排水をどこへ流しているかによって適用される法令が異なります。

(1) 水質汚濁防止法：河川、湖沼、海に流れる排水：特定施設がある事業場は設置の届出、有害物質(24物質)の排水基準と排水量1日50立米以上の事業場は生活環境項目(16項目)の排水基準を守る義務があります。

(2) 下水道法：下水管を通して下水処理場へ流れる排水：特定施設がある事業所と排水量1日50立米以上の事業所は設置届出をおこない、上とほぼ同様な排水基準を守る義務があります。

(3) 浄化槽法：トイレ排水などの浄化が目的であり、構造基準：建築基準法、保守管理などの基準：浄化槽法、501人以上対象の浄化槽の濃度基準：水質汚濁防止法で規制されます。

(4) ほかに雨水溝へ流れる水があり、汚濁物質(例：こぼした油・酸・アルカリなど)が流れこまないような仕組みが必要です。排水関係の設備・水質は、多くの場合、管理している県・市町村条例によって上乘せ基準、横だし基準が定められていることが多いので確認が必要です。

3. 排水規制への対応手順の例

事業場での対応や見直しは以下の手順をご参考とされるようお勧めします。

(1) 法規関係は難しいので、主担当者をお決め下さい。

(2) 化学物質の使用実態調査：液体の化学物質、水溶性の化学物質をご使用のときは、排水に溶けて流れ出る可能性があります。薬剤・溶剤・塗料・洗浄剤・加工油剤などはMSDS(化学物質等安全データシート)を供給者から取り寄せて、MSDSのなかの「関連法規」の項をご覧になれば、関連する法規がわかります。前回お調べになってから現在までに貴社の事業・設備も法律も変化しています。

(3) 「排水マップ」の作成：貴社構内の平面図に排水管・排水溝を記入してください。建設当時の図面が行方不明のときは場内排水入口(洗場の排

水口など)と構内からの排水出口を記入し、その間の配管をトレースしてください。どうしてもわからないときの手段としては場内の排水入口から牛乳を流して出口のフタを開けて白濁するのを見張る方法があります。

(4) 排水の量・質(出口ベース)の把握：給水量などから量を、使用物質量や定時分析値などから質(規制対象物質の分析値)を推定してください。

(5) リスクの把握：機械油(切削油、潤滑油など)をこぼす、タンクの給油時に重油が洩れるなどのリスクも検討してください。

(6) 法規で何を遵守すべきかを検討します。法の対象範囲、排水基準値、届出義務、測定義務など、貴社の状況によって異なるので要注意です。確かな方法は市町村の担当部署へ上記の排水量排水マップ 使用化学物質の量などを用意してヒアリングに行くことです。実際に20年以上前に設置の除害施設が状況変化で設置不要とのことで、コストダウンにつながった事例もあります。

4. 日常管理のポイント

(1) 法の遵守：除害施設の運転保守管理等を外部業者へ委託する場合、事故・違反があったときは、業者ではなく排出事業場が責任を問われます。担当者は業者との間で密接に協議して「遵守すべきこと」の確認「それについての測定・点検記録の記載・保管(法で決められています)」をルール化して確認してください。法改正についても定期的点検が必要です。

(2) ミス対策：例えば燃料重油、機械油のこぼれの対策と予防策を検討し、ルール化し、教育し、実施が必要です。「規制物質が流れて雨水溝に入り川に流れこむ」という事態(小は駐車場の潤滑油洩れ、大はメッキ浴槽にヒビが入り大量の有害液が洩れ)に洩れた液をピットに貯めて出さない産廃業者に処理依頼するなどの対策検討が必要です。

(3) 事故がおこったとき、ケース1；法を知らなかった所以对策もしていない、ケース2；法に基づき、内容や責任者の表示、運用手順書の作成、監視測定の実施、訓練による周知など実施してそれでも事故がおきた、の2ケースでは、一般常識と違って、ケース2の「知っていたのに起こしたのはけしからん」よりも、ケース1の「知らなかったものは仕方がない」(法に無関心・無知)の落ち度(行政処分)のほうが大きいのです。環境管理の世界では、「知らぬが仏」では通りません。